



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年4月20日
No. 2022-06

買手の観点からの再生可能またはグリーン電力購入契約の会計処理

1. 背景

企業は、カーボンフットプリントの削減計画を立て、多くの場合、「グリーン」または「サステナブル」な電力の使用に努めています。電力は他とは異なる特異な製品です。電力は容易に大量貯蔵ができず、企業は発電機に直接接続されるのではなく「グリッド(送配電網)」に接続されている場合が多いためです。グリッドへの接続は、サステナブルなエネルギー源から発電された電力が従来型の電力と混ざることの意味し、結果として得られる電力それ自体は、そのエネルギー源に基づく特性をもたないことになります。

企業がサステナブルな電力を「使用」したことを証明できるいくつかの方法があります。

1. 市場でのグリーン電力証書(REC)の単独購入。RECは、再生可能エネルギー資源から発電される電力の1メガワット時ごとに作成される証書です。企業は、当該証書を市場から購入し、その後、再生可能でないエネルギー源による電力の使用を相殺するために「使用」すること(すなわち、当該証書を償却・取消すること)ができます。
2. グリーン電力に関する物理的な電力購入契約(物理的PPA/フィジカルPPA)。企業は、当該契約に基づき、発電後のある時点で特定の発電設備から電力の物理的な引き渡し(すなわち、所有権)を受けます。これは、多くの場合、発電設備とグリッドまたは送配電システムとの間の相互接続ポイントで行われます。また企業は、発電設備で発電された電力に基づきRECを購入し、再生可能でないエネルギー源から生じたエネルギーの使用を相殺するために、RECを「使用」すること(すなわち、償却・取消すること)ができます。
3. 仮想的な電力購入契約(仮想PPA/バーチャルPPA)と発電事業者からのREC購入によるグリーン電力の金銭的決済。この種の契約では、企業はRECを取得し、名目上は仮想PPAを通じて電力を購入します。仮想PPAは「金融電力購入契約」または「差金契約」(CFD)と呼ばれることがあります。再生可能でないエネルギー源から生じたエネルギーの使用を相殺するために、受け取ったRECを「使用」すること(すなわち、償却・取消すること)ができます。

理論的には、特定の市場で生み出されたサステナブルな電力はすべて、このような契約の下で企業による使用のた

In depth | 1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

めに割り当てることができます。RECを有していない企業が消費する電力は「グレー電力」と呼ばれることがあります。これはサステナブルな電源から生み出されたものかどうかは分からず、従来型の電力とみなされることが多いためです。

上述のように、RECは関連するエネルギーと一緒に(または個別に)売買できますが、RECを償却する(すなわち、取消を行う)企業のみが、サステナブルな電力を実際に消費したとみなされます。言い換えれば、RECはさまざまな市場参加者間で取引され所有者が変わるものの、基本的に市場からRECを購入することがグリーン電力の「消費」になります。RECは俗に「物理的に」得られると言われていますが、実際には一般的に無形のものであり、物理的な紙片ではなく電子的に送信することが可能です。

電力市場および企業が締結する契約の特異性は、多くの複雑な会計上の論点を生じさせています。本資料では、グリーン電力の消費を証明するために、この種の契約を締結する企業が直面するいくつかの共通の論点を取り上げています。

2. 契約の種類を検討

契約の種類－物理的PPAと仮想PPA

電力市場の特異な性質と経済的な貯蔵の選択肢がないことから、ある契約が物理的な電力購入のための契約なのか、仮想的な電力購入のための契約なのかの判定が困難な場合があります。多くの場合、契約が物理的PPAか仮想PPAかによって最終的な会計処理が異なるため、契約上の合意事項の内容を理解することが重要です。

引渡しの意味－物理的PPAと仮想PPA

電力市場の構造は国によって異なり、場合によっては一国の中でも地方や州、都市の間で市場の構造が異なることがあります。したがって、「物理的な電力」の取引方法を決定するためには、現地の電力市場や関連する法規則を十分に理解しておくことが重要です。

IFRS解釈指針委員会(IFRS IC)は、2005年8月、IAS第39号の下での「引き渡しの意味」に関するアジェンダ決定を最終化しました。当該決定は、IFRS第9号の下でも引き続き関連性があり、契約が「物理的」か「金融商品」かを評価する際にしばしば考慮されます。

IFRS ICは、引き渡しは必ずしも顧客への原資産(この場合は電力)の物理的な引き渡しに限定されているわけではなく、顧客のアカウントへの割当ては引き渡しとみなすことができると述べています。また、IFRS ICは、商品価格を固定するために顧客と締結するノンデリバラブル契約(物理的な受け渡しを伴わない契約)を、仲介業者を介した商品売買取引に連動させることにより生じる複合契約は、顧客への引き渡しとはみなされないとしました。

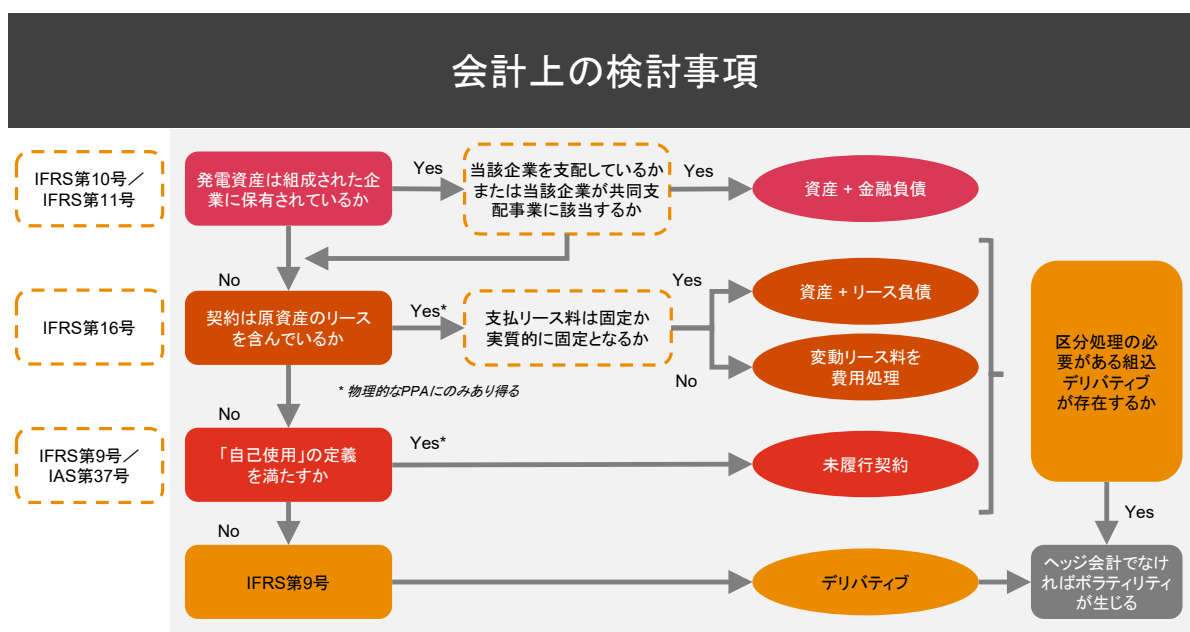
多くの場合、電力はグリッドを通して売買されます。すなわち、すべての発電事業者はグリッドに電力を供給し、すべての消費者がそのグリッドを通して電力を購入します。多くの場合、グリッドの事業者はすべての電力が「スポット価格」で売買されるよう手配します。

このような市場では、物理的な電力購入に関してさまざまな方法があります。例えば、次のような方法があります。

- 顧客が発電ポイント(すなわち、グリッドまたは送電システムとの相互接続ポイント)で電力を購入し、そのポイントにおいてスポット価格で電力を販売し、電力を必要とする地点で少なくとも同量の電力をスポット価格で即時に再購入することがある。顧客が契約に基づき電力を供給したグリッドから、少なくとも同量の電力を即時に再購入する義務がある場合には、これは仲介業者を介した物理的な引き渡しとみなされる。
- 発電事業者は、グリッドの顧客のアカウントに電力を引き渡す場合がある。実質的に顧客は、グリッドにより、物理的に電力をグリッドに供給しているとみなされ、消費した電力についてグリッドの事業者に支払う必要はない。これも、物理的な引き渡しとみなされる。

その一方で、契約で指定された固定の電力価格と電力販売のためのスポット価格との差額を「純額決済」する契約もあります。このような場合、発電事業者は本人としてグリッドに電力を供給しており、物理的な電力が顧客に「引き渡される」ことはありません。顧客は、名目上、電力を購入していると考えられるかもしれませんが、顧客に「引き渡される」わけではないため、この契約は金融契約とみなされることになります。

3. PPAに関する会計上の全般的な検討事項



3.1 連結、関連会社、共同支配の取決め、サービス委譲契約に関する検討事項¹

グリーン電力の購入契約を締結する顧客は、契約相手方が自社が支配する特別目的事業体（「SPV」）であるか、または重要な影響力もしくは共同支配を有するSPVであるかを検討する必要があります。

多くの場合、発電事業者は、それぞれの発電プロジェクト（例えば、単一の風力発電所）を別々の法的な企業に行っています。顧客が当該企業からの変動リターンに晒されているか、または変動リターンに対する権利を有している場合、顧客が関連性のある活動に対してパワーを有しているかどうかを判定するために、当該企業と顧客との関係を慎重に評価しなければなりません。

ほとんどの場合、顧客は、当該企業の変動リターンに晒されおらず、変動リターンに対する権利も有さず、また、当該企業の関連性のある活動に対するパワーも有していません。しかし、顧客がSPVを連結すべきであると判断した場合、当該企業の発電資産と関連する負債が顧客の貸借対照表に計上されることになります。なお、当該企業が関連会社または共同支配企業に該当する場合には、関連する基準書に基づきそのように会計処理を行います。

さらに、契約が政府機関との間で締結される場合には、当該契約がIFRIC第12号「サービス委譲契約」に該当するかどうかを検討する必要があります。しかし、そのような契約に関連する事実や状況から、IFRIC第12号の範囲には含まれないことになる場合もあります。

連結、関連会社、共同支配の取決めおよびサービス委譲契約に関する詳細については、PwC会計マニュアルおよび関連するIFRSをご参照ください。

3.2 リースに関する検討事項

物理的PPAに関する検討事項

顧客は、電力購入契約がIFRS第16号に基づき会計処理されるリースであるか、またはリースを含んでいるかを検討する必要があります。リースは、IFRS第16号により、「資産（原資産）を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」と定義されています。

顧客が特定された資産からのアウトプットのほとんどすべてを物理的に購入していない場合、契約がリースを構成して

¹ この説明およびフローチャートは、電力の購入企業による連結グループの財務諸表に関するものであり、単体の財務諸表に関するものではないことにご注意ください。

いる可能性は低いと言えます。実際に、顧客が購入する電力は、生産された電力の一定割合(例えば、30%)に過ぎないことが多くあります。しかし、顧客が、契約期間中に当該資産の経済的アウトプットのほとんどすべてを購入している場合(例えば、当該期間中に購入された電力とRECの公正価値の合計が当該発電施設のアウトプットの公正価値のほとんどすべてを構成している場合)、すべての契約条件を慎重に評価し、IFRS第16号に基づくリースとして当該契約を会計処理する必要があるかどうかを決定する必要があります。リースの定義に関する詳細な検討は、PwC会計マニュアルおよびIFRS第16号をご参照ください。

仮想PPAに関する検討事項

仮想PPAでは電力の引き渡しは生じません²。したがって、仮想PPAの顧客は、特定された資産からのアウトプットのほとんどすべてを「購入」していません。

IFRS ICは最近、アジェンダ決定「風力発電基地の使用から生じる経済的便益」においてこの論点を検討しました。

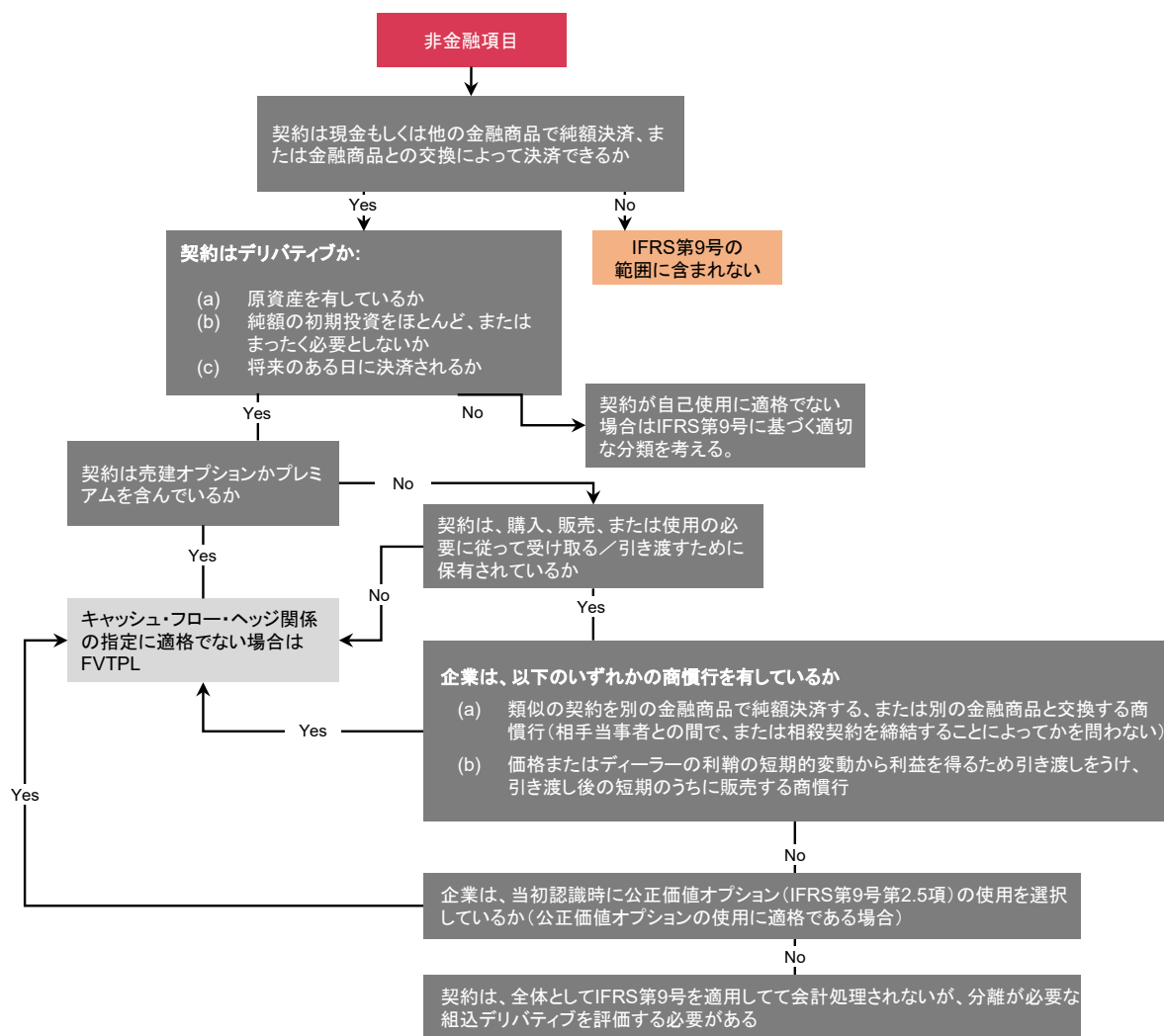
IFRS ICが検討した論点は、特定された風力発電基地が20年の期間中に生産する電力量の100%に基づき、顧客が、グリッドに供給する電力のメガワット当たりの固定価格とスポット価格の差額を風力発電基地の供給者と精算するという契約に関するものでした。この契約では、顧客は、グリッドから同等の電力量を購入する権利も義務も有していません。

顧客は、電力の引き渡しを受ける権利も義務も有していないため(上記の「[契約の種類－物理的PPAと仮想PPA](#)」における説明を参照)、顧客は、風力発電基地の使用からの経済的便益のほとんどすべてを得る権利を有していません。したがって、IFRS ICは、当該契約はリースを含んでいないと結論付けました。

3.3 物理的PPAに関するIFRS第9号の検討事項

物理的PPAによって連結、関連会社、共同支配の取決めまたはリースの論点が生じないと判断された場合、IFRS第9号のガイダンスをさらに検討する必要があります。以下のフローチャートは、IFRS第9号に基づきそのような契約を評価する際の枠組みを示しています。

² 企業が物理的に電力を購入しているかどうか、したがって、契約が仮想PPAか、または物理的PPAかについては、前述の説明をご参照ください。



金融資産の売買契約が純額決済できない場合、その契約全体はIFRS第9号の範囲に含まれません。ただし、区分処理が必要となる組込デリバティブが含まれているかどうかを判定するため、当該契約をさらに評価しなければなりません。

物理的PPAIに関するIFRS第9号に基づく純額決済の検討事項

非金融資産の売買契約を現金で純額決済する方法(純額決済可能な契約)には、以下のようなさまざまなものがあります。

- 契約条件で、いずれかの当事者が現金もしくは他の金融商品で純額決済するか、または金融商品の交換により決済することを認めている場合。純額決済とは、企業が、行使時または決済時に、契約に係る純利得もしくは純損失と等しい金額で、取引相手に現金を(または、現金と等価の他の金融資産で)支払う、または取引相手から受け取ることを意味します。
- 契約には純額で決済できると明示されていないものの、企業が類似の契約を現金で純額決済する慣行を有している場合(相手方との相殺する契約の締結によるか、行使または期限満了前の売却によるかを問わない)。例えば、先物取引所は、企業が非金融資産の引き渡しを行う、または受け取る義務を免除する相殺する契約の締結を認めている。
- 同様の契約について、短期的変動による利益または販売業者としてのマージンを生み出す目的で、基礎商品の引き渡しを受けて、引き渡し後短期間で売却する慣行を有している場合(例えば、契約を売却する機会を提供する取引所)。
- 契約の対象となっている非金融資産が容易に換金できる場合

多くの場合、物理的PPAにおける電力は、基礎となる電力が容易に換金できる時点で引き渡されます。例えば、多くの場合、グリッドの相互接続ポイントで引き渡された電力、または顧客のグリッドアカウントに引き渡された電力は、スポット市場で即時に売ることによって容易に換金できます。電力契約により、容易に換金できない場所（遠隔顧客サイトなど）で物理的な引渡しが要求されている場合には、純額決済の他の条件を検討する必要があります。

固定価格の要素を有する純額決済可能なPPA（すなわち、電力の引き渡し時点のスポット価格で価格付けされるわけではないPPA）は、一般にIFRS第9号のデリバティブの定義を満たします。これは、その価値が、基礎となる資産（すなわち、電力料金）に応じて変動するため、契約は、他の場合には要求されるであろう当初の投資よりも小さい投資を要し（すなわち、全額前払いではない）、そしてそれらは将来のある日に決済されることになるためです。

デリバティブの定義には、基礎となる資産が契約当事者に固有の非金融変数である場合の例外が含まれています。しかし、金融変数と非金融変数の両方を含む契約は、この例外の要件を満たしません。例えば、ある契約が風力発電基地の生産量の30%の購入を要求する場合、引き渡される電力量は契約当事者に固有の非金融変数となりますが、契約の価値は、取引量（当事者に固有の非金融変数）と金融変数（電力の先渡価格）の両方によって決定されます。したがって、非金融変数の例外を使用することはできません（詳細は、PwC IFRSマニュアルFAQ 40.34.2（和訳は[こちら](#)）をご参照ください）。

契約がデリバティブの定義を満たす純額決済可能なPPAであると判断された場合、企業は、当該契約が「自己使用」の要件を満たしているかどうかを検討する必要があります。契約が「自己使用」の要件を満たしていない場合は、純損益を通じて公正価値で測定（FVTPL）するデリバティブとして計上されます。

物理的PPAの「自己使用」に関する検討事項

まず最初に、契約が企業の予想される購入、販売または使用の必要に従って電力を受け取る目的で締結され、継続して保有されるかを検討します。

契約が「自己使用」のためのものかどうかを検討する際に、企業は次の条件も考慮しなければなりません。

- 純額決済できることが契約に明示されていないが、企業が類似の契約を現金で純額決済する慣行を有している場合（相手方との相殺する契約の締結によるか、行使または期限満了前の売却によるかを問わない）。例えば、先物取引所は、企業が非金融資産の引き渡しを行う、または受け取る義務を免除する相殺契約を締結することを認めています。
- 同様の契約について、価格の短期的変動による利益または販売業者としてのマージンを生み出す目的で、基礎商品の引渡しを受けて、引き渡し後短期間で売却する慣行を企業が有している場合。例として、契約の売却の機会を容易に提供する取引所が挙げられる。

このような条件は、「自己使用」の要件を満たすことを妨げます。

電力は容易に貯蔵できないため、多くの場合、短い単位で価格設定されます。例えば、分単位または時間単位で電力の価格設定を行う市場もあります。

多くの場合、物理的PPAを締結する企業は、このような単位で生産された電力を使用する必要はありません。例えば、風力発電基地によって生産された電力の30%を24時間・週7日購入する契約を締結した製造業者を考えてみます。製造業者は、毎日8時00分から20時00分の営業時間にのみ操業しています。日中、製造業者の機械は風力発電基地が発電する電力を容易に消費することができますが、夜間（すなわち、20時01分から7時59分まで）は大量のエネルギー需要はありません。そのため、製造業者は、風力発電基地で生産された余剰電力を、毎晩、スポット市場に販売しています。

この場合、製造業者は、当該契約について「自己使用」の条件を満たしていないと判断し、FVTPLで計上することになります。（なお、電力の買手にとっては条件を満たしていても、発電事業者にとっては条件を満たしている場合もあり、「自己使用」の評価は、必ずしも対称的ではないことに注意が必要です）。

スポット市場で購入することに合意している電力を販売または相殺する契約を締結している企業は、そのような契約が「自己使用」の要件を満たさない典型的な指標となります。

純額決済可能な契約が「自己使用」の要件を満たしている場合、それを行うことが会計上のミスマッチを低減することを企業が証明できる場合には、契約の開始時に当該契約をFVTPLに指定する選択肢があります（[IFRS第9号第2.5項](#)を参照）。

「自己使用」の要件を満たさない契約についてのヘッジ会計上の検討事項

物理的PPAが「自己使用」の要件を満たさない場合には、有効なヘッジ関係の要件を満たさない限り、FVTPLで会計

処理されます。このような場合、「オール・イン・ワン」ヘッジと呼ばれる特別な種類のヘッジ指定が適用される可能性があります。

「オール・イン・ワン」ヘッジとは、デリバティブ契約の総額決済から生じる、将来の取引の支払対価または受取対価の変動性をヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジにおいて、総額決済のデリバティブ(すなわち、2つのレグの差額の純額決済ではなく、基礎となる資産の引渡しと契約において特定された価格の支払を通じて総額で決済される金融商品)をヘッジ手段として指定するものです。詳細については、PwC IFRSマニュアル[FAQ 46.133.1](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

この場合、ヘッジ手段は「自己使用」の要件を満たさない契約となり、ヘッジ対象は契約に基づく電力の「購入」となります。「自己使用」の要件を満たさない契約の完全に有効な「オール・イン・ワン」ヘッジ関係においては、当該契約は貸借対照表において公正価値で計上されますが、未実現損益は損益計算書ではなく、その他の包括利益に計上されることとなります。電力購入は、先渡契約に基づく固定された購入価格で損益計算書に計上されることとなります。

購入が企業の機能通貨とは異なる通貨で行われるものの密接に関連する組込デリバティブと考えられる場合には、オール・イン・ワン・ヘッジは当該外国通貨でキャッシュ・フローを固定することができるか、または、企業が企業の機能通貨でキャッシュ・フローを固定しようとするために、後で、為替デリバティブに含める可能性があります(購入契約と組み合わせたヘッジ手段として、またはIFRS第9号における合計エクスポージャーのガイダンスを用いることによって)。しかし、購入契約のボリュームの変動に合致するデリバティブを見つける上でさらに複雑な問題が生じる可能性があります。詳細については、PwC IFRSマニュアル[FAQ 46.133.3](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

2019年3月、IFRS ICは、アジェンダ決定「特定のデリバティブがヘッジ手段として指定されている場合の、可能性が非常に高いという要求の適用」を公表しました。このアジェンダ決定は、ヘッジ手段がヘッジ対象を完全に模倣するように設計されている場合であっても、すべての場合において、ヘッジ対象として適格となるためには可能性が非常に高くないことを強調しています。

例えば、風力発電基地からのアウトプットの一定割合を購入する契約を獲得する企業は、当該契約に基づいて購入することが要求される電力量の変動に晒されることとなります。契約は経済的には購入予定の電力の完全なキャッシュ・フロー・ヘッジを表していますが(すなわち、契約自体が物理的な電力と同じ変動に晒されるため)、IFRS ICの決定では、契約の下で予定される購入の可能性が非常に高い電力量のみがヘッジ対象として指定できると強調しています。したがって、指定された電力量を超過して生産されると、ヘッジの非有効部分が生じることとなります。

設例

ある企業が「自己使用」の要件を満たさない固定価格の電力購入契約を締結し、特定の時間帯の電力が消費ニーズを上回ることが予想されるため、スポット市場で販売することから、企業はこれをデリバティブとして会計処理します。

この場合、企業は、このデリバティブ契約を、契約に基づき可能性が非常に高い予定現物購入のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定することができます。

なお、スポット市場における販売はキャッシュ・フロー・ヘッジにおける指定を妨げないこととなります。これは、企業は電力購入のキャッシュ・フローを固定するというヘッジ目的を満たしており、実際の販売または使用はヘッジ関係の範囲に含まれる要因ではないためです。

ヘッジ会計の他の適格要件がすべて満たされていると仮定すると、通常、契約期間中の公正価値の利得および損失の大部分はその他の包括利益に計上され、公正価値の利得および損失の純額が電力購入のコストに対する調整として認識されることとなります。

しかし、可能性が非常に高い電力購入のみがヘッジ対象の一部として指定できるため、いくらかの非有効部分が生じます。

可能性が非常に高い要件の適用に関するIFRS ICのアジェンダ決定の詳細については、PwC IFRSマニュアル[FAQ 46.83.9](#)(和訳は[こちら](#))をご参照ください。

ヘッジは複雑な領域であり、企業が「オール・イン・ワン」ヘッジ関係の指定を考えている場合は、専門家の助言を求めることを検討すべきです。

3.4 仮想PPAに関するIFRS第9号の会計上の検討事項

多くの仮想PPAは、「混合型のPPA」と考える方が適切です。これは、企業が「物理的」なRECを購入し(すなわち、企

業は、転売または償却・取消できる実際の証書を取得し、「電力」を金融商品として決済するためです。仮想PPAは連結、関連会社または共同支配企業の会計処理またはリースの会計処理に該当するかどうかを評価する必要がありますが、通常、そのような会計処理に適格となる条件を満たしません。

仮想PPAについては、主契約の決定および組込デリバティブの評価を慎重に行う必要があります。

主契約の決定

主契約は、非金融項目すなわちRECの購入です。RECが容易に換金可能と考えられる場合、または、主契約がそれ以外の方法で純額決済できる場合には、主契約が「自己使用」の例外に該当するかどうかを評価する必要があります。純額決済とデリバティブに関する詳細な情報は、上記の「[3. PPAに関する会計上の全般的な検討事項](#)」をご参照ください。

通常、企業がRECを取消するために購入している場合、主契約であるRECはIFRS第9号に基づく「自己使用」の契約になる可能性が高いと言えます。一方、企業がRECの取引に関与する場合（すなわち、短期間で転売するために購入する、または現金での純額決済のために購入する場合）、主契約のRECは、IFRS第9号に基づく「自己使用」の要件を満たさない可能性が高いと言えます。

主契約がデリバティブとして会計処理されない（すなわち、純額決済可能ではない、または純額決済できるが「自己使用」の要件を満たす）と判断された場合、RECを購入するための価格算定式を評価し、分離が必要な組込デリバティブが含まれているかどうかを判断しなければなりません。

IFRS第9号の適用範囲に含まれない契約には、契約のキャッシュ・フローを修正する価格条項が含まれている場合があります。価格修正の基礎となる特徴が、「密接に関連する」要件の評価において、売買される商品またはサービスのコストまたは公正価値に関連しているか関連していないかを確定する必要があります。

この場合、企業はRECの引き渡しを受けているだけですが、価格算定式は、企業が消費していない電力の価格へのエクスポージャーに基づいています。したがって、変動固定電力スワップに関連した、密接に関連しない組込デリバティブは、区分処理されFVTPLで測定されます。組込デリバティブは、企業が、基礎となる電力の生産リスクを伴うRECの購入価格に対してレバレッジを利かせているため、密接に関連していません。

別の言い方をすると、ある企業が電力とは別にRECを単独で仮想的に購入する場合、電力価格に対する総額のエクスポージャーはその契約には存在しないことになります。発電事業者は単独でRECを1つの取引相手に販売し、発電価格を固定するために別の取引相手と別個の単独の契約を締結する可能性があります。このように、混合PPAに基づき電力が引き渡されない契約において電力へのエクスポージャーが存在するという意味で、電力を参照するREC購入の価格算定式には「レバレッジが利いている」ことになります。

設例

A社は、他の3当事者ととも、フィンランドに新しい風力発電基地を建設している発電事業者との間で25ユーロ/MWhの固定料金で仮想PPAを締結します。A社および他の3当事者は、発電事業者に対して重要な影響力、共同支配または支配を有していません。A社の主要生産拠点はオランダにあります。企業Aと他の3当事者は各々、風力発電基地のアウトプットの25%を個々に受け取ります。A企業はアウトプットの持分に応じてRECを受け取っており、電力の物理的な引き渡しはしなく決定しています。風力発電基地によって生成された電力は、発電事業者によってフィンランドの現地の電力グリッドに直接販売されます。A社は、新しく採択された気候変動目標を達成するために、RECを活用する本契約を締結します。契約は、ノードブール地域F1エネルギー価格に基づいて、月次で決済されます。ノードブール地域F1エネルギー価格が、25ユーロを下回る場合、A社は差額を支払わなければなりません。行使価格を上回る場合には、A社は差額を受け取ります。

RECを除いた風力発電基地から生成される電力の平均先渡価格は20ユーロと決定されます。したがって、この契約は、MWhあたり5ユーロでRECを購入する主契約とみなされ、20ユーロと、生成された電力のスポット価格の差額を決済する先渡契約について、組込デリバティブとして区分処理されます。

組込デリバティブを分離する代替的な手段として、企業は、[IFRS第9号第4.3.5項](#)に従い、混合契約全体をFVTPLで会計処理することを選択できます。

仮想PPAに関するヘッジ会計の検討事項

契約から分離された組込デリバティブは、適格なヘッジ手段としての要件を満たす可能性があります。したがって、組込電力スワップがRECの「自己使用」（または純額決済不能）の主契約から分離されている場合、組込デリバティブはキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に指定することができます。しかし、場所または基礎の差異や時期の差異など、非有効の一般的な発生要因が、このような契約について生じる可能性があります。

さらに、2019年3月のIFRS ICのアジェンダ決定「特定のデリバティブがヘッジ手段として指定されている場合の、可能性が非常に高い」により、可能性が非常に高い物理的な電力購入のみがヘッジ対象に指定できます。したがって、業務上のニーズのために購入される可能性が非常に高い電力の量に変動性がある場合、組込デリバティブにおいて決済が要求されるもの（例えば風力に基づいて変動するもの）と比較して、非有効部分が生じる可能性があります「可能性が非常に高い」テストの会計単位は慎重な検討が必要であり、電気料金制度に関連して合理的でなければなりません。

場合によっては、ヘッジの非有効部分の発生要因が非常に大きくなると、ヘッジの指定要件を満たさなくなり、ヘッジの指定を中止しなければなりません。

企業が、組込デリバティブを分離するのではなく、混合契約をFVTPLに指定する場合や主契約が「自己使用」の条件を満たさない場合、ヘッジ会計（達成可能な場合）の適用はより複雑になります。これは、FVTPLで測定される混合契約の公正価値には、電力価格とREC価格の双方に対するエクスポージャーが含まれているためです。

3.5 購入したRECの会計処理

「物理的に購入したREC」は、IAS第38号に基づく無形資産となりますが、「棚卸資産」の定義を満たす場合にはIAS第2号の範囲に含まれます。RECが棚卸資産の製造過程で転売または消費のために保有されている場合（例えば、製品の製造における投入コスト）、「棚卸資産」の定義を満たす可能性が高くなります。

IAS第2号またはIAS第38号に基づいて会計処理されるRECは、当初認識時に取得価額で計上されます。物理的PPAで支払われる購入価格を、電力とRECの間に配分する必要があります。RECの主契約が「自己使用」として会計処理される仮想PPAでは、当初のコストは主契約に基づいて決定されます。

企業がRECを使用した場合（例えば、取消した場合）、認識が中止され、購入電力のコストとして、あるいは、IAS第1号に従い企業の損益計算書の表示について採用される方針に応じて、別の適切な表示科目として認識されます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.